

附属明細書

1.基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記2.「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載のとおりである。

2.引当金の明細

引当金の明細は、財務諸表に対する注記9.「その他」に記載のとおりである。